

4. トラブルとその対応事例

4-1. 発生が想定される軽微なトラブル事例

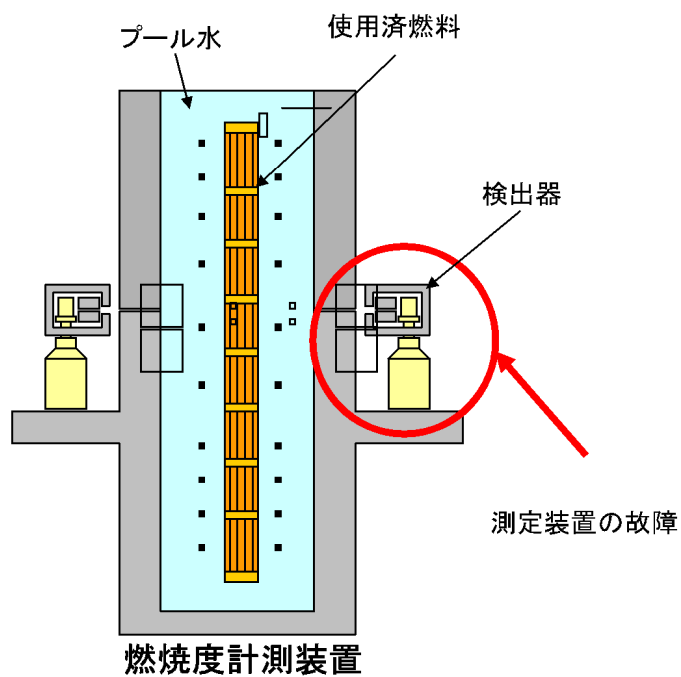
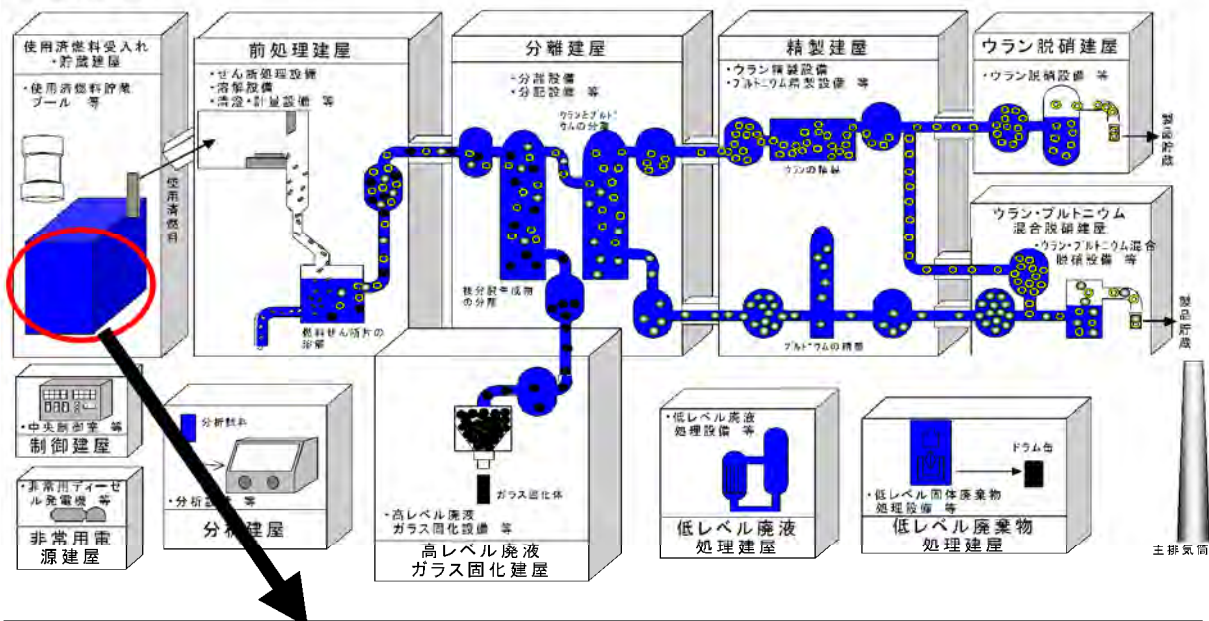
事象分類別（d. 計測・制御系の不良）

4-11. 燃焼度計測装置の故障

事象の概要																	
(1)発生場所：機器	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋：燃焼度計測装置																
(2)設備の概要	使用済燃料を燃料貯蔵プールに移送する前に、使用済燃料の平均濃縮度を測定し、確認する装置。																
(3)発生の状況	運転中（平均燃焼度の測定作業中）																
(4)概要	使用済燃料の燃焼度の測定作業中、検出器等が故障し、燃焼度計測装置の異常を示す警報が発報。																
(5)原因	運転を継続する中で偶発的に発生する機器故障。																
事象による影響																	
(1)工場外への影響	工場外への影響は生じない。 使用済燃料の異常ではなく、また、放射性物質を除去するフィルタ等を有する建屋換気設備が稼働している建屋内での事象および復旧作業であり、放射性物質の放出等、工場外への影響は生じない。なお、本事象は放射性物質の漏えいを伴うものではない。																
(2)安全性への影響	安全上の問題は生じない。 燃焼度計測装置が故障した際は、燃焼度計測作業を停止し、使用済燃料を次工程に移送せず、安全な場所へ使用済燃料を戻すため、これ以上事象の進展はなく、安全上の問題は生じない。																
(3)作業員への影響	作業員への影響は生じない。 復旧作業は、定められた放射線管理要領に従い、作業計画書に沿って安全に作業を進めることにより、作業員への影響は生じない。																
(4)他工程への影響	他工程への影響は生じない。 使用済燃料受入れ・貯蔵施設では工程の運転に十分な量の使用済燃料を貯蔵しており、他工程への影響は生じない。																
対応の概要	1.燃焼度計測装置の故障であることを確認する。 2.定められた保修作業手順に従って、部品交換作業を行う。 3.燃焼度測定装置の機能・動作確認を行い、異常のないことを確認した後、使用済燃料の燃焼度測定を再開する。																
公表区分	翌平日に公表（ホームページへ掲載）																
連絡区分*	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">トラブル情報</th><th colspan="3">運転情報</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A 情報</td><td>B 情報</td><td>C 情報</td><td>ごく軽度な機器故障</td><td>清掃・調整等で復旧可能な機器停止等</td><td>不適合等</td></tr> </tbody> </table>					トラブル情報			運転情報			A 情報	B 情報	C 情報	ごく軽度な機器故障	清掃・調整等で復旧可能な機器停止等	不適合等
トラブル情報			運転情報														
A 情報	B 情報	C 情報	ごく軽度な機器故障	清掃・調整等で復旧可能な機器停止等	不適合等												

*：『A情報』：安全協定報告事象等、または、それに準ずる事象、『B情報』：事象の進展または状況の変化によっては、安全協定報告対象になるおそれのある事象等、『C情報』：A、B情報に該当しない軽度な不具合、汚染等、特に連絡を要する事象

事象概要



復旧方法

故障した部品の交換により復旧

トラブル等に伴う設備への影響範囲

当該設備を停止して復旧

